

<対日アンチ・ダンピング情報>
- 公正貿易センター・レポート -
(第106号 2002年3月度)

当センターが各国官報等により把握しました2002年3月度の主要国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(A D)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、御送付申し上げます。

(お問合せ先： 03-3591-4550)

主なトピックス

《A D関連》

1. E U (前月度版にて速報済み)

・E U当局は、3月22日付で「家庭用F A X機」(1998年4月30日にA D税賦課決定)に対するA D措置を撤廃する旨を公告した。これはE Uの国内産業側が、E U域内での生産を域外へ移転したことにより、E Uの公共の利益面からA D措置の継続の必要無しと認定したことによるものである。

2. オーストラリア

・オーストラリア当局は、3月1日に「ガス瞬間給湯器」のA D調査(2000年10月16日調査開始)に関し、ダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係を否認し、A D措置をとらない旨の最終決定を公告した。

3. 中国(前月度版にて速報済み)

・中国当局は、3月中に以下の3製品に対し相次いでA D調査を開始し、これで1997年に中国がA D法を制定以降、日本製品に対するA D調査開始案件は8件(日本以外も含めると18件)となった。

「無水フタル酸」 = 3月6日付で調査開始

「スフィンクタンゴム」 = 3月19日付で調査開始

「ポリ塩化ビニル」 = 3月29日付で調査開始

4. インドネシア(速報)

・インドネシアにおいて、4月初め迄に「無水フタル酸」に対して、インドネシア国内産業側からインドネシア当局へA D調査開始の申請がなされた。

これに関しては現時点ではまだ正式調査開始されたかどうかの情報は未入手であるが、仮に正式調査開始となれば、1995年のW T O発足以降、インドネシアにおいての日本製品に対する4件目のA D案件となる。

尚「無水フタル酸」に対しては、今年に入って2月にタイにおいて、3月には中国において相次いでA D調査が開始されており、このインドネシアの案件も含めると、同じ日本製品に対して3ヶ月連続して、3ヶ国においてA Dの対象となるという状態となっている。

《セーフガード関連》

・前月度版にて詳細既報の通り、米国において3月20日より鉄鋼製品14品目に対してセーフガード措置が発動されたが、これに対抗するような形で、E Uでは3月28日付で鉄鋼製品21品目に対するセーフガード調査開始を公告し、同時に翌29日よりこの内の15品目に対して暫定セーフガード措置を発動した。また、カナダにおいても3月25日付で鉄鋼製品9品目に対するセーフガード調査開始が公告された。この他鉄鋼製品に対しては、既に昨年11月にベネズエラで、12月にチリでもそれぞれセーフガード調査が開始されており、更にタイ、マレーシア、インドネシア、アルゼンチン等々でも一般関税引上げの実施ないしその検討がなされているなど、自国への鉄鋼製品輸入を制限する動きが伝播する形となっている。

主要4ヶ国の官報での、対日AD案件等の3月度掲載事項

1. 米国 (Federal Register)

Vol. 67, 41 ~ 61 (2002.3.1. ~ 2002.3.29.)

(1) ADオリジナル調査:

ITC (国際貿易委員会): AD損害調査仮決定(損害無し)の公告

67 FR 10227 (2002.3.6.), Issued: 2002.2.28.

・ 空圧方向制御弁

[ITC : 731-TA-988 Pneumatic Directional Valves]

(2) ADサンセット見直し:

ITC: サンセット見直し(2001年8月開始分)終結の公告

(米国国内産業側の見直しへの参加意思取下げにより、2001年9月4日付で
AD税賦課命令撤回となった為)

67 FR 9780 (2002.3.4.), Effective Date: 2002.2.25.

・ 新聞用大型輪転機

[ITC : 731-TA-737 Large Newspaper Printing Presses]

(3) AD行政見直し等:

商務省: AD行政見直し申請機会の公告

67 FR 9438 (2002.3.1.), Dated: 2002.2.26.

・ ステンレス溶接管継手 (見直し対象期間=2001.3.1.~2002.2.28.)

[商務省:A-588-702 Stainless Steel Butt-Weld Pipe Fittings]

商務省: AD行政見直し開始の公告

67 FR 14696 (2002.3.27.), Effective Date: 2002.3.27.

・ 鉄鋼厚板 (見直し対象期間=2001.2.1.~2002.1.31.)

[商務省:A-588-847 Cut-to-Length Carbon-Quality Steel Plate]

・ ステンレス棒鋼 (見直し対象期間=2001.2.1.~2002.1.31.)

[商務省:A-588-833 Stainless Steel Bar]

・ トランスファー・プレス (見直し対象期間=2001.2.1.~2002.1.31.)

[商務省:A-588-810 Mechanical Transfer Presses]

商務省: 新規輸出者のためのAD行政見直し最終結果の公告

67 FR 9440 (2002.3.1.), Effective Date: 2002.3.1.

・ 形鋼 (見直し対象期間=2000.2.11.~2000.11.30.)

[商務省:A-588-852 Structural Steel Beams]

商務省: AD行政見直し仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

67 FR 10363 (2002.3.7.), Effective Date: 2002.3.7.

・ トランスファー・プレス (見直し対象期間=2000.2.1.~2001.1.31.)

[商務省:A-588-810 Mechanical Transfer Presses]

商務省：事情変更によるAD行政見直し仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

67 FR 10667 (2002.3.8.), Effective Date : 2002.3.8.

・ ブリキ及びティンフリー・スチール

[商務省 : A-588-854 Tin Mill Products]

(4) セーフガード案件：

鉄鋼製品 (Steel Products) 14 品目：セーフガード措置に関する大統領布告

67 FR 10551 (2002.3.7.), Effective Date : 2002.3.20.

[Presidential Documents : Proclamation 7529 of March 5, 2002]

鉄鋼製品 (Steel Products) 14 品目：関税支払いに関するテポ° リー・ルールの公告

67 FR 12860 (2002.3.20.), Effective Date : 2002.3.20.

[Customs Service : 19 CFR Part 141]

2 . E U (Official Journal)

OJ Vol.45 L 60 ~ L 85 (2002.3.1. ~ 2002.3.28.)

OJ Vol.45 C 54 ~ C 77 (2002.3.1. ~ 2002.3.28.)

(1) ADオリジナル調査：対象案件無し

(2) AD措置失効：

・ 家庭用FAX機：AD措置撤廃の公告（撤廃日 = 2002年3月22日）

[Personal Fax Machines]

Commission Regulation (EC) 495/2002 18 of March, OJ L 78/1 (2002.3.21.)

(3) AD見直し等：対象案件無し

(4) セーフガード案件：

・ 鉄鋼製品 21 品目：セーフガード調査開始の公告

[Steel Products]

Commission Notice 2002/C 77/09, OJ C 77/39 (2002.3.28.)

・ 鉄鋼製品 15 品目：暫定セーフガード措置賦課の公告

[Steel Products]

Commission Regulation (EC) 560/2002 27 of March, OJ C 85/1 (2002.3.28.)

3 . カナダ (Canada Gazette)

Vol.136, 9 ~ 13 (2002.3.2. ~ 2002.3.30.)

(1) AD案件：対象案件無し

(2) セーフガード案件：

・ 鉄鋼製品 9 品目：セーフガード調査開始の公告

[Steel Goods]

CITT Reference GC-2001-001 Dated : 2002.3.25.

4 . オーストラリア (Australian Customs Service)

02/07 ~ 02/11 (2002.3.1. ~ 2002.3.29.)

(1) ADオリジナル調査 :

- ・ ガス瞬間給湯器 : AD調査最終決定 (ダumping 輸入と国内産業の損害との因果関係を否認し、AD措置とらず) の公告

[Gas Water Heaters]

Australian Customs Dumping Notice 2002/08 (2002.3.1.) Dated : 2002.2.14.

(2) AD措置失効 :

- ・ ポリ塩化ビニル : AD措置失効に関する見直し開始の公告 (失効予定日 = 2002.10.20.)

[Polyvinyl Chloride Homopolymer Resin]

Australian Customs Dumping Notice 2002/10 (2002.3.8.) Dated : 2002.2.22.

(3) AD見直し等 : 対象案件無し

その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連の3月度の情報

* 中国

無水フタル酸[Phthalic Anhydride] :

- ・ 対外貿易経済合作部は、3月6日付で、AD調査開始を公告。

スチレン・ブタジエン・ゴム[Styrene Butadiene Rubber] :

- ・ 対外貿易経済合作部は、3月19日付で、AD調査開始を公告。

ポリ塩化ビニル[Polyvinyl Chloride] :

- ・ 対外貿易経済合作部は、3月29日付で、AD調査開始を公告。

以上